

# 宿泊約款

## (適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この契約に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

- 第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 室料金（原則として別表第1の基本室料による。）
  - (4) その他当館が必要と求める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約があったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）に基本宿泊料を限定として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき室料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込を同項の規定により当館が指定した日までにお支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込みの支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当館は、次にあげる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
  - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序に若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
  - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき

イ 暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力

団(以下「暴力団」という)同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (9) 宮城県旅館業法施行条例第 5 条の規定する場合に該当するとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は（第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後 6 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の宿泊解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する場合があります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団に該当する者があるとき
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し暴力的行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき
- (7) 宮城県旅館業法施行条例第 5 条の規定する場合に該当するとき
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたづら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がはまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません

#### (宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人客にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他、当館が必要と認める事項

- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### (客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、15：00から翌朝11：00までとします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

#### (利用規則の厳守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### (営業時間)

第11条 当館のフロント・キャッシャー等サービスの営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間はホームページ、備付のパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

イ 門限…24：00

ロ フロントサービス…7：00～21：00

- 2 前項の時間は必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

#### (料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わりえる方法により、宿泊客の出発の際または当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### (当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当施設は消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### (契約した客室の提供が出来ないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件によ

る他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

#### (寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、破損などの損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品または現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意または過失により滅失、破損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかったものについては、当館の故意または重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

#### (宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携行品が当館の了解なく残されていた場合、当館の判断で、処分する、一定期間保管する、警察署に届けるなどの措置を行います。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

#### (駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### (宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償して頂きます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料（室料金+朝・夕食料・その他）
	追加料金	エステ・ショップ・その他の利用料金
	税金	イ. 消費税 ロ. 入湯税

（備考）1.基本宿泊料は、予約にて掲示する料金になります。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

取り消しの通知を 受けた日  契約申込み人数	ご 連絡 なし の 場 合	当 日	1	3	7
			日 前	日 前	日 前
1名以上すべて	100%	100%	50%	30%	10%

（注）1.%は、予約金額（税込み）に対する違約金の比率です。

2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

# 利用規則

当館では、ご宿泊の皆さまに安全で快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき、下記のとおり利用規則を定めております。ご宿泊のお客様は利用規則をご覧いただきご協力いただくとともに、宿泊約款ならびに利用規則に基づく当館従業員からの指示に従っていただけますようお願い申し上げます。

当利用規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第7条に基づき、施設のご利用またはご宿泊をお断り申し上げます。

尚、当利用規則をお守りいただけない場合においてご宿泊の皆さまに生じた損害については、当館は責任を負いかねます。

また、同じく当館に損害が生じた場合はその損害を賠償していただきます。

## 当館のご利用について

1. 営業目的での当館のご利用はお断りしております。
2. 当館の敷地内にて当館の許可なく広告物の配布や掲示、または物品の販売はなさないでください。
3. 当館の敷地内にてビラの配布や署名活動などの宣伝活動を行うことはお断りしております。
4. 当館の許可無く外部からの飲食物等のご注文、デリバリーはご遠慮ください。
5. 当館の外観の印象を変えるような物品を陳列する行為はご遠慮ください。
6. 未成年者のみでのご宿泊は保護者の許可が無い場合はお断りする場合がございます。
7. 従業員へのお心づけ等は固くご辞退申し上げます。

## 客室について

1. ご滞在中は、防犯のため客室の施錠をしてください。
2. 来客者との面会に客室を利用することはご遠慮ください。
3. 宿泊約款第8条により登録された宿泊者および同伴者以外の方を客室に招き入れたり宿泊させたりしないでください。
4. お香を焚く等の客室内に臭いが残る行為、ならびに染毛や漂白剤等の使用は行わないでください。

5. 宿泊約款第 19 条により従業員が客室に入室したり、入室の上、物品を移動したりすることがあります。  
現金および貴重品はご自身で管理していただくとともに、移動してはならない物がある場合は事前にお申し出ください。
6. カードキーを当館敷地外に持ち出さないでください。  
紛失の際は紛失料を請求させていただきます。【11,000 円】  
お帰りの際には必ずご返却ください。

## 大浴場・温泉のご利用について

1. タトゥー（シール含む）のある方の大浴場及び露天風呂のご利用は固くお断りいたします。
2. カメラや携帯電話、タブレットなどの撮影・録画・録音のできる電子機器類のお持ち込みは禁止しております。（緊急連絡時などは除く）
3. お風呂・更衣室での撮影・録音・録画は禁止です。全面禁止です。  
（マスコミ等による営利・営業目的の取材については、別途、当館の許可を得て行ってください。）
4. お風呂のお湯は飲用しないでください。
5. 酩酊状態の方のご利用はご遠慮ください。
6. 館内掲示の禁忌事項をご確認の上、ご利用ください。

## 共用部等について

1. 緊急時を除いては非常用施設や屋上への立ち入りやご利用はご遠慮ください。  
また、従業員用の区域への立ち入りはお断りしております。
2. 通路やロビー等のパブリックエリアに所持品を放置しないでください。
3. 衛生面の観点から、客室以外への飲食物のお持ち込みはお断りしております。

## 食事について

1. 食事会場内において、飲食物のお持ち込み及びお持ち出しはお断りしております。やむを得ない事情がある場合には事前にご相談ください。

## 駐車場について

1. 駐車場内での事故・トラブル等については、一切その責任を負いかねます。

## 衛生管理について

1. 次の事項に該当する方は、宿泊及び館内施設の利用をご遠慮いただく場合や、館内の移動を制限させていただく場合があります。
  - (ア) ノロウイルスなどの食中毒に感染していることが疑われる場合。
  - (イ) 感染症の予防および感染の患者に対する医療に関する法律及び同法施行規則に指定された感染症に感染していることが疑われる場合。
  - (ウ) その他上記に準じた症状が認められる場合。

## 撮影について

1. 当館の敷地内において、当館の許可無く営利、営業目的で撮影または録音することを禁止しています。また、私的に撮影または録音したものを当館の許可無く営利・営業目的で使用しないでください。
2. 他の宿泊者の迷惑になったり、他の宿泊者が不快に感じるような撮影はご遠慮ください。また、私的なものであっても、当館の許可の無い撮影はご遠慮いただく場合があります。

## 喫煙について

1. 受動喫煙防止と火災予防の観点から当館は客室内を含めて禁煙です。  
決められた場所以外で喫煙された場合はハウスクリーニング代【50,000円～】をご負担いただきます。  
吸い殻(加熱式たばこを含む)をゴミ箱に捨てることも上記の対象になります。

## 他の宿泊客への配慮について

1. ペット等、動物の入館はお断りしております。ただし、身体障害者補助犬法に定める身体障害者補助犬については、同法に則り対応いたします。
2. 悪臭を発生する物の館内へのお持込みはお断りしております。
3. 高声、放歌、テレビや音響機器の音量を大きくするなどにより、または大きな物音をたてることなど喧騒な行為はなさないでください。
4. 客室内以外の場所において、当館が望ましいと判断する身なりでのご利用をご依頼することがあります。



5. 他の宿泊者が不快あるいは不安に感じる身なりでのご利用や、言動はご遠慮ください。

## 公序良俗について

1. 賭博や風紀を乱すような行為ならびに公序良俗に反する言動はなさないでください。
2. 銃砲、刀剣、麻薬等の法令により所持を許可されていないものを当館の敷地内に持ち込むことはお断りしております。
3. 他の宿泊者または従業員が不安に覚える、あるいはその安全を脅かすと認められるものを当館の敷地内に持ち込むことはお断りしております。
4. 宿泊者もしくは同伴者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律にて指定された暴力団ならびにその構成員、または反社会的団体ならびにその団体員であると判明した場合、以後の一切のご利用をお断りしております。
5. 宿泊者もしくはその関係者に暴行、脅迫、恐喝、強要、威力業務妨害等の行為が認められる場合、以後の一切のご利用をお断りしております。
6. 宿泊者もしくはその関係者に法令に違反する行為が行われた場合、あるいはその恐れが認められる場合、以後の一切のご利用をお断りしております。

## 建物・設備等の保全について

1. 当館の敷地内にある設備や備品などを他の場所に移動したり、加工したり、本来の用途以外でご利用されることはご遠慮ください。
2. 館内には火薬、揮発油など、発火性あるいは引火性のあるものはお持込みにならないでください。
3. 客室内での暖房用あるいは炊事用の火器のご使用はご遠慮ください。
4. 当館の敷地内にて火災の原因となり得る行為はなさないでください。
5. 建物、設備、備品、植栽などを紛失、毀損、汚損、付臭などされた場合は、その損害を賠償していただきます。

## 携行品、遺失物について

1. 現金及び貴重品を含む携行品はご自身で管理していただけますようお願い申し上げます。  
紛失や毀損などに対しても当館では責任を負いかねる場合がございます。
2. 当館の敷地内共用部ならびにチェックアウト後の客室内での拾得物は一定期間保管した後、法令に準じて処理させていただきます。

3. 当館での拾得物を持ち主にお渡しするにあたり費用が発生した場合は、持ち主にてご負担いただきます。
4. 粗大ごみ等にあたる処理費用のかかる携行品を故意又は過失により客室又は当館の敷地内共用部に放置された場合、法令に準じた処理費用に加え、当方の代行費用として相当額を請求させていただきます。  
なお、チェックアウトの日から1週間が経過しても携行品に関するご連絡がない場合、故意に放置されたものとみなす取り扱いとさせていただきます。

## 精算について

1. ご利用に先立ち、お預かり金をいただく、あるいはクレジットカードを確認させていただきます場合がございます。
2. タクシー代金や当館以外でのお買い物代金など、当館の施設以外の代金を立て替えたり、チェックアウト時のご精算におまとめしたりすることはお断りしております。
3. 当館の精算は自動精算機を導入している関係上、代表者様の一括払いのみ承っております。（宿泊者ごとに分けて精算する事はできません）
4. ご滞在中に当館より精算の依頼がありました場合は、その都度ご精算ください。
5. 料金の支払いは日本円の現金、取扱いのあるクレジットカード、その他当館が認めた方法においてのみお受けしております。